

令和2年横瀬町農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月25日(月) 午前10時から10時31分

2. 開催場所 横瀬町活性化センター

3. 出席委員(8人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	1番	加藤虎三
	5番	佐野貞行
	8番	小泉茂樹
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	荒船敏明

4. 欠席委員(5人)

	3番	町田幸広
	4番	町田多
	6番	小室寿徳
	9番	若林想一郎
農地利用最適化推進委員	第3	石黒夢積

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大畑忠雄
書記	町田勝一
	小俣敏孝

7. 会議の概要

議 長 皆様、おはようございます。どうも大変ご苦労さまです。

世の中、コロナ禍ということで、会議という会議が全て中止になりまして、それでもうまく回るものだなということで、そんな感じがする次第ですけれども、農業委員会としては議題が出てきた以上、審議しなくては行けないと。そういう中では感染症予防のために事務局と相談をいたしまして、出席委員を絞りまして、議題に関係のない地域の皆さんにはご遠慮いただいて、欠席要請をいたしましたということを報告させていただきます。あと石黒農地利用最適化推進委員についても同様でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の出席委員は6名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第4回農業委員会を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長より指名を申し上げたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長より指名申し上げます。

5番、佐野貞行委員、7番、富田哲夫委員、ご両名にお願いしたいと思います。

申し遅れましたけれども、すばらしい課長をここに迎えることができました。大畑課長は、振興課でのご在籍が長かったわけですが、そういう意味では、適任の振興課長を迎えることができました。本当にありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと思ひます。日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

それでは、日程第3、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第7号について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況ともに畑で、面積は174平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり、町内に在住の方です。申請理由は、住宅用地であります。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、苧米5区、県営住宅の東側約50メートルのところ申請地になります。この農地について、住宅用地として利用したいとのことからの申請でございます。

申請者は、申請地の西側の隣地に居住しておりますが、今回の申請地に家屋を建築し、現在千葉県のアパートで生活している娘夫婦を呼び寄せ、住ませる計画とのこととあります。申請地への進入路として、現在宅地となっている東側の土地を利用するとともに、同じく東側に建築されている家屋の所有者が親族であるため、その敷地の一部利用の了解も取り付け、建築許可の見込みも得ているとのこととあります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員さん、よろしく申し上げます。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第7号について、担当推進委員として所見を申し上げます。

昨日、農業委員の町田会長と同行しまして、現地及び申請図書の確認をいたしました。場所については事務局の説明にあったとおりで、特に問題ないと思います。また、周辺農地の影響等は少ないと思いますので、委員皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明になるわけですが、今回、9番の若林補助委員に欠席を要請するというので、私が平沼推進委員さんと現地の確認をいたしましたので、私のほうから申し上げたいと思います。

ただいま平沼推進委員さんの所見のとおりでございます。どちらかといえば周りが住宅地というふうなこともありまして、農地としての利用状況だとか、そういうことを踏まえると、申請のとおり宅地として利用するのも一つかなというふうに思っておりますので、そういったことで私のほうからの所見を申し述べさせていただきます。

以上で終了いたします。

質疑に移りたいと思いますが、いかがですか。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第7号につきましては、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。

全員賛成です。

よって、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。大変ありがとうございました。

続きまして、日程第4、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件についてを議題といたします。

まず、議案第8号番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号番号1についてご説明いたします。

議案第8号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況は不耕作地となっており、計画面積は197平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、秩父市在住の方です。譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

1枚めくっていただき、案内図2で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。

具体的な場所ですが、横瀬町保育所の西側、国道299号線を挟んで約120メートルのところが申請地になります。この農地について、自己用住宅の建築を行いたいとの申請でございます。

譲受人は、現在アパートで生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になったため、自己用住宅の建築を計画していたところ、譲受人の実家と町道を挟んで隣接する今回の農地について、取得の見込みが整ったことにより申請に至ったとのことであります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員さん、よろしくお願ひします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第8号番号1について担当推進委員として所見を申し上げます。

去る24日、町田会長と同行しまして現地及び申請図書の確認をいたしました。この申請地の東側に申請者の親がいるということで、会長と一緒に行きまして、いろいろ説明を受けてきました。現地もちゃんと境界杭等も打っており、いろいろな説明を受けたのですが、特に周辺農地等も少なく、ただ道路がちょっと狭いので、タクシーなんか止まると通れなくなってしまうのでその辺がどうなのかと。周辺農地等への影響は少ないと思いますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、補助委員の説明なのですが、私のほうから所見を述べさせていただきますが、ただいま平沼推進委員さんのおっしゃっていただいたとおりでございます。皆さんも御覧いただいたと思いますが、周りが住宅地ということもございまして、特に弊害あるいはそういったことも考えられませんので、所見を述べさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。ありませんか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第8号番号1につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。

全員賛成です。

よって、議案第8号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。ありがとうございました。

続いて、議案第8号番号2について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号番号2についてご説明いたします。

議案第8号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります3筆です。台帳地目、現況ともに畑で、計画面積は211平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、都内在住のご夫婦です。譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は、自己用住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

2枚めくっていただき、案内図3で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した一番上の場所になります。具体的な場所ですが、札所9番明智寺の南西約150メートルのところ申請地になります。この農地について、自己用住宅の建築を行いたいとの申請でございます。

譲受人は、現在都内に居住し、非常勤の教員として働いておられますが、かねてから秩父地域に居住したいとの希望があり、今回駅にも近く、条件に合った土地の取得が見込めることから、今回の申請に至ったとのことであります。

なお、現在居住している都内の家屋につきましては、就業時の仮住まいとして利用し、定年後に処分するとのことでございます。

農地区分は、申請地が第1種居住区域にあることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員さん、よろしくお願ひします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第8号番号2、農地法第5条の許可申請に関する件につきまして、申請書並びに添付書類を精査し、去る19日火曜日、加藤委員と同行し、午前10時から現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

まず、当申請地北側にあります譲渡人宅に立ち会いを求めるべく赴きましたが、不在でしたので、立会人なしで現地調査を実施いたしました。

当申請地は、札所9番の南西で、幅員約5メートルの町道111号線沿いにある譲渡人が所有する畑7筆、総面積が1,415平方メートルの一団となった農地の北西側、町道に面した部分3筆で、都内に居住する方が自己用住宅を建築するために買い受けするものであります。

申請書等を見る限りでは、本申請の事業の実現性は高いと考えられます。また、排水計画も西側の町道に設けられている公共下水へ接続とのことで、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

続いて、担当委員の加藤補助委員さん、お願ひいたします。

加藤委員 補助委員の加藤です。

先々日ですか、荒船さんと一緒に行ってまいりました。ここは道路脇で、きれいに堀もできているし、何の問題もないと土地と考えます。皆さん、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

担当委員の所見を終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。よろしくお願ひいたします。

休 憩 午前10時17分

再 開 午前10時19分

議 長 それでは、再開いたします。

質疑に移りたいと思います。大丈夫ですか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

上程中の議案第8号番号2につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。

全員賛成です。

よって、議案第8号番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。大変ありがとうございました。

続きまして、議案第8号番号3及び4についてですが、関連がございますので、一括審議としたいと考えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号番号3及び4については一括審議といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 まず、議案第8号番号3についてご説明いたします。

議案第8号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況ともに畑で、計画面積は494平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、町内に所在する法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は、建売住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

2枚めくっていただき、案内図3で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した一番下の場所になります。具体的な場所ですが、札所9番明智寺の南西約180メートルのところが申請地になります。

続いて、議案第8号番号4についてご説明いたします。

議案第8号番号4の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況ともに畑で、計画面積は512平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに、先ほどご説明した番号3の申請人と同じでございます。申請理由は、工事に伴う進入路としての一時転用で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。場所につきましては、先ほどご説明した案内図3の中央、赤色で示した真ん中の場所になります。この農地について、先ほどの番号3の事業を行うに当たっての進入路として一時転用したい旨の申請でございます。

申請人が今回の申請地に連なる一団の農地について、建売住宅販売を行う計画を立てたところ、事業総面積が1,000平方メートルを超えることから、開発行為に関して町建設課に相談するとともに、農業委員会事務局へも事前に相談がございました。秩父農林振興センターの指導の下、計画の実現性、資金計画、事業完了の見込み等を勘案して相談した結果、今回の番号3の申請に至った次第であります。事業実施に当たっては、町建設課の指導により、申請地南側の水路について擁壁を設置することとさせていただきます。この擁壁設置、盛り土等の工事が比較的大がかりなものになるということで、資材等の搬入のため、番号4の一時転用申請が併せて提出された次第であります。

農地区分は、申請地が第1種居住地域にあることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

荒船推進委員さん、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第8号番号3及び4、農地法第5条の許可申請に関する件につきましては、申請書並びに添付書類を精査し、去る19日火曜日、加藤委員と同行し、先ほどの議案番号、議案第8号番号2の現地調査に継続して現地調査を行ったので、所見を述べさせていただきます。

先ほどの番号2でもご説明いたしましたが、譲渡人が不在でしたので、立会人なしで現地調査を実施いたしました。

番号3の申請地は、譲渡人が所有する、先ほど番号2で申し上げた一団の農地のうち、木間沢に面した南側の部分2筆であります。この農地を町内業者が買い受け、東西に2棟建築し、建売住宅を販売するもので、所有権移転の許可申請となっております。

番号4の申請地は、番号3の申請地北側の2筆の一部で、資材搬入等のため使用貸借し、一時転用目的での申請となっております。

現地を確認したところ、番号3の申請地は、木間沢に向かって南傾斜が見られましたが、先ほど事務局の説明にありましたが、町建設課の指導により、擁壁を設けて整地することとあります。そのための進入路とし

て、番号4の一時転用はいたし方ないものと思われま

す。本申請地は、第3種農地であり、西武秩父線横瀬駅にも近く、閑静な場所なので、住宅としてのニーズが高いことは理解できますが、先ほどの事務局の説明によりますと、今後建売住宅販売を目的として、この一団の農地を開発していく計画があるということなので、行政各担当と連携を図り、無理な開発や問題が発生しないよう、注視していく必要性は感じます。

なお、番号3については、排水計画も西側の町道に設けられている公共下水へ接続するとのことで、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

1番、加藤委員さん。

加藤委員 担当補助委員の加藤です。

この土地、駅も近い、いろいろな関係、発展すると思いますので、賛成してもらいますようよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

暫時休憩をいたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時30分

議長 それでは、再開いたします。

質疑に移りたいと思います。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第8号番号3及び4につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。

全員賛成です。

よって、議案第8号番号3及び4、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

ここで、会議録の字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言

に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。大変ありがとうございました。

(午前10時31分)